

## 令和4年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立第二小学校

### 第1 はじめに

東久留米市立第二小学校の教育の推進者である私たちは、子供たちにとってかけがえのない教師であることは当然であるが、同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。

教育は、児童一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、小学校における教育とは、人生を切り開くための力となる自立心を育てる場に他ならない。自立心の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、児童が将来に夢をもち、堂々と社会を生き抜く力を付けさせることができが、学校の責務である。したがって、学校は、あらゆる場面に於いて児童に感動を与え、児童が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめが問題視されて久しいにも拘わらず、その件数は決して減少しているとは言えない。今、いじめがなくとも、どこの学級でも起こりうるという状況であり、我々教員はその危機感をもって指導に当たるべきである。こうした実態は、関係児童の保護者だけでなく他の児童や保護者などから学校に対する不信の声として大きくあがっている。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていく必要がある。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童・生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容は、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童・生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようすべきこと。
- 2 いじめは児童・生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童・生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童・生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要なことを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

今回の件を契機として、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、児童・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないように、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に児童に接し、さらに教員相互の情報交換を行っていじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を児童も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

### 第2 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- 2 心の通う対人との交流能力の素地を育成
- 3 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

### 第3 目指す学校像

- 1 児童が自ら考えながら学び、確かな学力や豊かな情操を身に付けさせる学校
- 2 児童の自尊感情を育み、多くの人の交流を深め自他ともに助け合える学校
- 3 児童一人一人が充実感・満足感を体感することができる学校

### 第4 目指す児童像

- 1 自分で考え、判断し、行動できる児童
- 2 心身共に健康で、自分だけでなく他の人の大切にする児童
- 3 豊かな情操を持ち、社会性のある児童

### 第5 目指す教師像

- 1 共に力を出し合う教師
  - (1) 英知を出し合い、互いに高め合い、心豊かな教師
  - (2) 「一人はみんなのために」「みんなは一人のために」の心をもつ教師
- 2 共に汗を流す教師
  - (1) 実践を尊び、使命感にあふれる教師
  - (2) 協働、共汗の姿勢を持つ教師
- 3 自らを高める教師
  - (1) 確かな専門性を持ち、常に自己研鑽に励む教師
  - (2) 「吾以外、皆教師」の心を持つ教師

### 第6 基本的な方針

全教職員が協働・共汗し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

#### 1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 副校長及び主幹教諭、主任教諭等を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、できる限り外部専門家に参加していただき、助言を得る。
  - ア いじめ対策委員会において、児童や保護者アンケートを作成して分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
  - ② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
    - ア 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援コーディネーターを中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
    - ③ 専門的な知識を有する専門家を講師とする研修を行い、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身に付け、いじめ防止に努める。
      - ア 年間を通して計画的にそれぞれの分野の専門家を招聘し、講演等を行い、いじめ防止に役立つ研修を行う。
      - ④ 児童会を中心に児童が主体となってルール作り等を行い、いじめの防止に努める。
        - ア 児童フォーラムや児童憲章の作成、児童会によるキャンペーン等を実践させ、望ましい集団づくりに努める。
    - ⑤ 学校としての取組
      - ア 児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、児童の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
      - イ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、悔らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。
      - ウ 全クラスにおいて、道徳や学級活動の時間にいじめ防止に関する授業を年3回学期に1回ずつ行う。

- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。  
ア 保護者会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解・協力していただき、いじめ防止に努める。また、二小通信（学校だより）やホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。  
⑦ 教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた児童への対応

- ア 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任を中心とした特別委員会を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処する。  
イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。  
ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。  
エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。  
オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。  
カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。  
キ 家庭訪問の実施等を行い、児童に安心感をもたせる。  
ク 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた児童への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした態度で継続的に指導し、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。  
イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。  
ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。  
イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。  
ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

- ア 児童が自殺を企図した場合  
イ 児童に精神性の疾患が発生した場合  
ウ 児童の身体に重大な障害があった場合  
エ 児童が金銭を奪い取られた場合  
オ いじめにより不登校になった場合

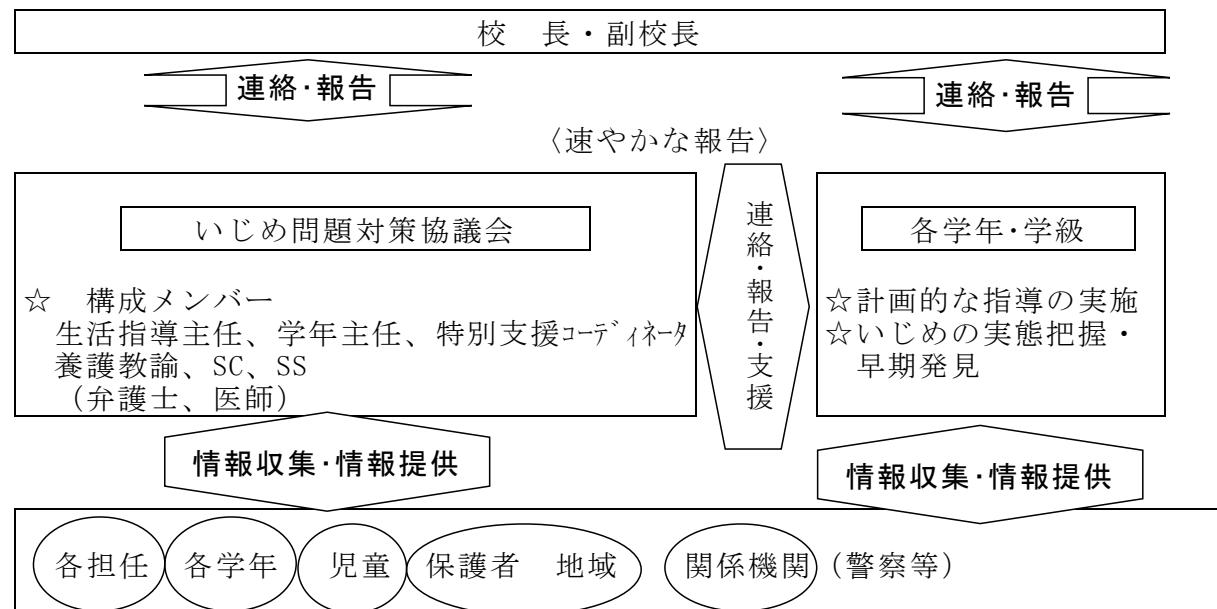
② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

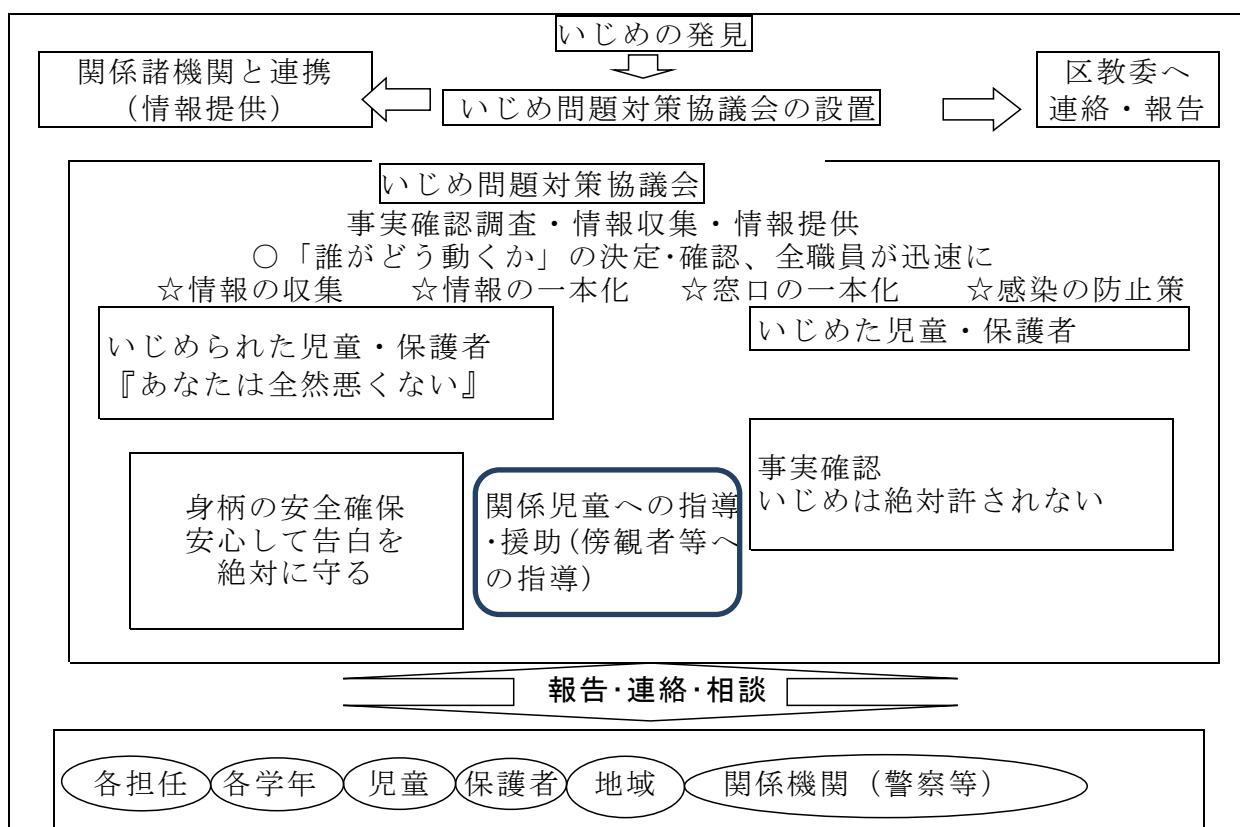
- ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門的知識を有するもののか、第三者からなる組織を設け調査する。  
イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。  
ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

## 第7 いじめ防止体制（平常時）



※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

## 第8 いじめ防止体制（いじめ発生時）

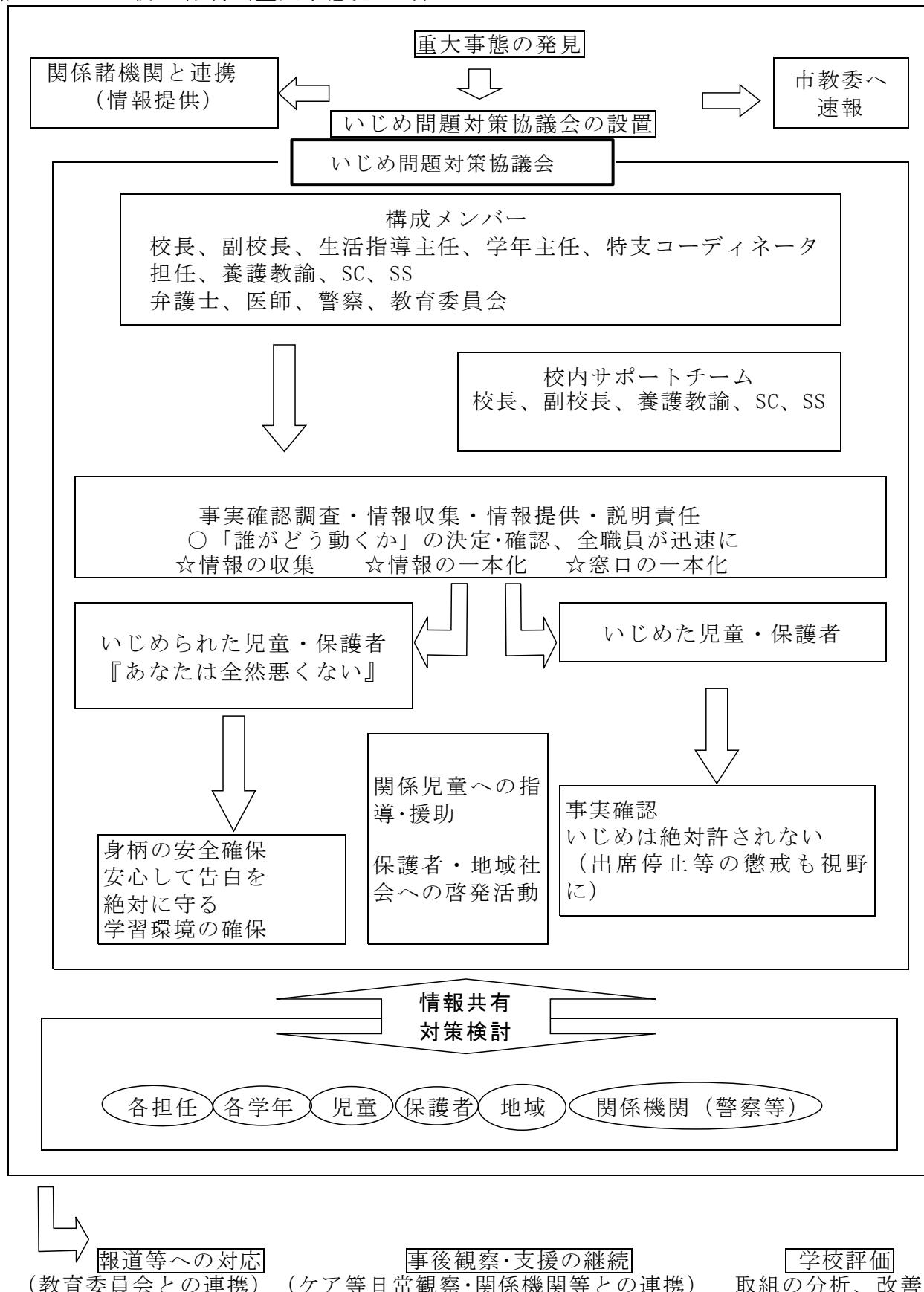


## いじめの解消

## 事後観察・支援の継続 (日常観察・SC等との連携)

## 学校評価 取組の分析、改善

## 第9 いじめ防止体制（重大事態発生時）



重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。